

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

大阪府では、平成 13(2001)年 7 月に全ての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、平成 22(2010)年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成 18(2006)年の一部改訂を経て、平成 23(2011)年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、平成 28(2016)年に「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を、令和 3(2021)年には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定し、当該プランに基づき大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきました。

「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」策定以降、新型コロナウイルス感染症の影響や、少子高齢化の一層の進展、不安定な雇用情勢、単独世帯や高齢世帯の増加など、府民を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような情勢の変化及びこれまでの計画の進捗状況や国の「第 6 次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、大阪府では、大阪府男女共同参画審議会の答申(令和 7(2025)年 8 月)に基づき、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2026-2030)」を策定することとしました。

2. 計画の性格

この計画は、大阪府における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に定めるものです。

策定にあたっては、大阪府男女共同参画審議会答申を踏まえました。

なお、この計画は次に掲げる性格を併せ持つものです。

- 男女共同参画社会基本法と大阪府男女共同参画推進条例に基づく、大阪府の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、大阪府の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画
- 大阪府の各種計画との整合性を持つもの
- 大阪府の男女共同参画社会実現に向けた行政運営の基本指針であり、府内の市町村に対しては、大阪府との連携協力による施策の推進を期待するもの
- 府民や大阪府内の企業、NPO 等多様な主体と力を合わせて取組を進めるもの

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和 8(2026)年度から概ね令和 12(2030)年度までの 5 年間です。

4. 数値目標

大阪府が施策として政策誘導し達成をめざす「目標指標」と、男女共同参画社会の形成の状況として把握し、公表する「参考指標」に分けて整理し、男女共同参画の現状や課題、施策の到達点をこれまで以上にわかりやすく府民に示していきます。